

社会福祉法人 旭川たいせつ福祉会

デイサービスセンター SKたいせつの郷 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 旭川たいせつ福祉会が開設するデイサービスセンターSKたいせつの郷（以下「センター」という。）が行う指定通所介護の事業及び第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）により要介護または要支援認定者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 センターの生活相談員等は、要介護者、要支援者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援を行うことで、利用者の社会孤立感の解消や、心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることに努める。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、要支援者にあつては居宅支援事業所、地域包括支援センター等との協働により、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 生活が不活発になることによる心身機能低下を防止するため、プログラム化された運動を働きかけると共に、自発的運動を引き出すための生活活動、趣味活動の指導を行う。また外出を促すことで、自立した心身の維持に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター SKたいせつの郷
- (2) 所在地 北海道旭川市末広東1条13丁目2番38号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職種内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、センター従業員の管理及び指定通所介護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名以上
生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
- (3) 介護職員 2名以上
介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。
- (4) 看護職員 2名以上
看護職員は利用者の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、要介護状態、要支援状態の軽減、または悪化防止のために、機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、水曜日の午後および日曜日の終日休み。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間 介護給付は午前9時00分から午後12時00分まで
および午後1時20分～午後4時20分まで
(いずれも送迎時間除く)

(利用者の定員)

第6条 通所介護サービスを提供する定員は25人とする。

ア 介護給付・予防給付・第1号通所事業対象者合計25人の利用

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次の通りとする。

- (1) 日常生活上の援助
 - ア 排泄の介助
 - イ 移動の介助
 - ウ その他必要な身体の介助
- (2) 機能訓練
- (3) 健康状態チェック
- (4) 生活指導(相談・助言・援助等) レクリエーション
- (5) アクティビティ(介護予防) など
- (6) 送迎

(通所介護計画の作成等)

第8条 通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別に通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料等)

第9条 当センターが提供する指定通所介護の利用料は、厚生大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

なお、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 次条の通常の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に対する費用は次の額を徴収する。
行政区域の境界線を起点として、1kmにつき、30円。
- (2) おむつ代 実費
- (3) 前各号に掲げるものの他、レクリエーション、クラブ活動等ご利用者の希望で参加する活動に係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。 材料代等： 実費
- (4) 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。
また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、旭川市及び鷹栖町・比布町・当麻町とする。

2 第1号通所事業の実施地域は、旭川市のみとする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し閲覧可能な形でファイル等に備え置く、また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(苦情の処理)

第12条 センターは、提供した通所サービスに関するご利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、ご利用者又はそのご家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

第13条 センターは、ご利用者に対する通所サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・ご利用者のご家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

2 センターはご利用者に対する通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償をすることとする。

(身体拘束・虐待防止に関する事項)

第14条 センターは、利用者の人権の擁護・身体拘束・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1 身体拘束・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備・各種相談窓口の設置

3 その他身体拘束・虐待防止のために必要な措置

2 センターは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による不適切な身体拘束並びに虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 センターは、身体拘束・虐待発生の防止に向け、「身体拘束の廃止に関する指針」「虐待の防止のための指針」の事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための担当者を設置する。

また、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を設置する。センターは、当該通所サービス事業所において、虐待の防止のための必要な措置を講ずるように努める

(ハラスメント防止に向けた体制等)

第15条 センターは、ハラスメントの防止に向け、「ハラスメント防止対策に関する基本方針」の事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための相談受付窓口を設置する。担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、ご利用者又はそのご家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(緊急時等における対応方法)

第16条 生活相談員等は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を行うものとする。

協力医療機関 医療法人社団元生会 森山病院

(非常災害対策)

第17条 通所介護の提供中に、天災その他災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害時に備え、定期的に避難訓練を行う。

(事業継続計画)

第18条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、ご利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業者は、生活相談員等の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後6ヶ月以内

二 継続研修 施設内研修、施設外研修、自主参加研修の参加義務化、参加支援

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 旭川たいせつ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規程は、令和2年11月2日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。